

## 久喜市手話言語条例（案）の概要

### 1 前文

手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え会話をするときに、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する独自の語彙と文法体系をもつ言語です。ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

近年になって、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきましたが、社会における手話に対する認識は、広く共有されているとはいえません。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。

久喜市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人もしない人もすべての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指し、この条例を制定します。

#### 【解説】

- ・ 前文では、条例制定の背景や目的などを説明しています。
- ・ 耳の聞こえない人が社会において情報を得るには、文字情報に頼ることがほとんどですが、断片的な内容しか伝えられないことも多く、お互い十分に理解し合うためには、コミュニケーションとしての言語が必要です。
- ・ 手話は、音声言語である日本語とは異なる文法体系をもち、語順も違います。手指の形、位置、動きだけでなく、顔の表情、眉や口の動きなどにも意味があります。
- ・ 平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」ことが明記され、手話が言語の一つとして国際的に認知されました。国内においては、平成23年8月に障害者基本法の改正が行われ、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」ことが明記されました。

## 2 目的

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

- ・ 手話が言語であることを地域社会で広く共有し、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を図り、誰もが共に支え合う地域社会の実現を目指し、久喜市手話言語条例を制定します。

## 3 基本理念

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思を伝え合う権利を有し、その権利を尊重することを基本とする。

### 【解説】

- ・ 誰もが基本的人権を享有する個人として尊重されなければなりません。手話は言語であり、手話を通じて意思の疎通を図る権利があるという基本的な考え方について、基本理念として位置付けます。

## 4 市の責務

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が、手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

### 【解説】

- ・ 市は、手話への理解と普及を図り、手話を必要とする人が手話を通じて自立した日常生活を送ることや社会参加をすることができるよう、必要な施策に取り組みます。

## 5 市民の役割

第4条 市民は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【解説】

- ・ 条例の目的を実現するために、市民の役割を位置付けます。ここでいう市民とは、市内に居住、在勤、在学する方を指します。
- ・ 市民は、基本理念に基づき、手話が地域社会において必要とされる言語であることへの理解に努めます。
- ・ 手話を必要とする人や手話通訳者等は、市が推進する手話の普及に関する活動等への協力を努めます。

## 6 事業者の役割

第5条 事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

### 【解説】

- ・ 条例の目的を実現するために、事業者の役割を位置付けます。ここでいう事業者とは、市内で事業活動を行う個人、企業及び団体を指します。
- ・ 事業者は、自らのサービスの提供に当たり、手話を必要とする人との意思疎通を図りやすい環境の構築に努めます。

## 7 推進方針

第6条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市は、市が別に定める障がい者に関する計画を勘案して推進方針を策定するものとする。

3 市長は、推進方針を策定又は変更しようとするときは、手話を使用する市民、手話通訳者その他関係者から意見を聴くものとする。

**【解説】**

- ・ 条例の目的を実現するため、市が別に定める障がい者に関する計画（久喜市障がい者計画、久喜市障がい福祉計画、久喜市総合振興計画、久喜市地域福祉計画など）との調和を保ちながら、具体的に取り組む施策を推進方針としてまとめます。
- ・ 施策の推進方針の策定は、条例制定後に行います。
- ・ 施策の推進方針の策定や変更に当たっては、手話を必要とする市民や団体、手話通訳者、有識者等に協力を要請して行うことを予定しています。
- ・ 施策の推進方針は、市のホームページなどを通じて公表します。

**8 施行時期**

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**【解説】**

- ・ 条例の施行日は平成29年4月1日を予定しています。